# 参 考 資 料

第69号議案	工事請負契約締結の件((仮称)箕面市立ワークセンター中部新築工事)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第70号議案	物件供給契約締結の件(化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第71号議案	物件供給契約締結の件(消防ポンプ自動車(CD-I型・ 普通免許対応車))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第72号議案	物件供給契約締結の件(箕面市教育情報ネットワーク ネットワーク機器等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第74号議案	指定管理者の指定の件((仮称) 箕面市立ワークセンター中部)・・・・・・・	10

箕 面 市

## 建設工事請負契約書

1	エ	事	名	称	(1)	(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事									
2	エ	事	場	所	箕□	箕面市萱野4丁目1657番地内									
3	エ			期	着手 完成		•	決 =3月3	日 1 日	からまで					
	請	負付	全 为	額	百	拾 ¥	億 <b>5</b>	<sup>₹</sup>	百	<sup>拾</sup>	万 <b>5</b>	<sup>∓</sup> 9	百 0	<sub>拾</sub>	0
4	及び	が地方流	係る消	の額	V 井 4公 エ	7 % [1]. <del>-  </del>	¥	5	3	3	6	9	0	0	0
	(注) 地 の	方税	去第 72	2条0	) 82 及 額であ	び第 72 る。	2条の	83 の規	定によ	り算出	したも	ので、	請負代	金額に	並びに 110 分
5	契	約(	呆 証	金	の保証	をもっ	て納付	けに代え	ること	ができ	、公共	工事履	<b>夏行保</b> 証	R証事業 E証券に ≳とする	よる
6	建設	発生土	の搬出	先等	-				こを搬出 うるとお			る場合	ì、建設	発生土	の搬出
7	解要	-	工 事	, -	年法律 別解体 の名称	第 104 等の方	号) 第 法、(2 在地、	9 条第 2)解体	第1項に 工事に関	規定す 要する費	る対象 費用、(	建設] 3)再資	[事の場 源化等	:律(平 湯合は、 をする れぞれた	(1)分 施設
8	適	用除	外条	項	第:	— 39 条、	第 40	 ) 条、	第 41 🤋	 条					

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和6年5月1日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

<sub>箕面市長</sub> 上島 一彦

受注者所在地大阪府箕面市如意谷二丁目10番85号 商号又は名称 城下工務店有限会社 代表者職氏名 代表取締役 城下 義史

## (以下省略)

# 物品契約書

1	物	<u>1</u>	‡	名	化学	化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)										
2	納	入	場	所	箕正	箕面市箕面五丁目地内										
3	3 納 入 期 限 令和 7 年 3 月 3 1 日															
	契	約	金	額	百	拾	¥	8	4	5 5	я 9	0	O	O h	O	
4	消費	取引 税 税 税	をびが			¥ 7 6 9 0 0 0 0										
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。															
5	契	約仍	录 証	金	免	除										
6	適用	冒除夕	<b>卜</b> 条〕	頁												

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項 (適用除外条項は、上記6のとおり) によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 6 年 4 月 30 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

<sub>箕面市長</sub> 上 島 一 彦 向

受 注 者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地

商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店

代表者 支店長谷口裕和印

## (以下省略)

# 物 品 契 約 書

1	物	化	‡	名	消防	消防ポンプ自動車(CD-I型・普通免許対応車)										
2	納	入	場	所	箕正	箕面市箕面五丁目地内										
3	納	入	期	限	令和	令和 7 年 3 月 31 日										
	契	約	金	額	百	¥ 2 4 2 0 0 0 0										
4	消費	取引税 (	とびが			¥ 2 2 0 0 0 0 0										
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。															
5	契	約伐	そ 証	金	免	除										
6	適用	除夕	<b>十</b> 条7	項												

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の 条項(適用除外条項は、上記6のとおり)によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 6 年 4 月 30 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

第面市長 上 島 一 彦 同

受 注 者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地

商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店

代表者 支店長谷口裕和印

## (以下省略)

# 物品契約書

1	物	<u>1</u>	<b>‡</b>	名	箕面	箕面市教育情報ネットワーク ネットワーク機器等											
2	納	入	場	所	箕面	箕面市学校教育室が指定する場所(国内)											
3	納	入	期	限	令利	令和 6 年 9 月 3 0 日											
	契	約	金	額	百	T </td <td>O</td>								O			
4	消費	取見 税 税	支び!					¥	3	3	8	1	4	5	0		
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。																
5	契	約伐	呆 証	金	納	付											
6	適月	目除夕	<b>小条</b> :	項													

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の 条項 (適用除外条項は、上記6のとおり) によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、 これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当 該電磁的記録を保有する。

令和 6 年 5 月 1 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

<sub>箕面市長</sub> 上 島 一 彦 阿

受 注 者 所 在 地 大阪市中央区城見二丁目1番5号

商号又は名称 株式会社 オプテージ

代表 者 代表取締役社長名部正彦印

## (以下省略)

#### (仮称) 箕面市立ワークセンター中部の指定管理者に関する協定書

箕面市(以下「甲」という。)と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団(以下「乙」という。) とは、次のとおり、(仮称)箕面市立ワークセンター中部(以下「センター」という。)の 指定管理者に関する協定を締結する。

#### 第1章 総 則

#### (本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力をし、センターを適正かつ円滑に管理するにあたり、箕面市立障害者自立支援センター条例(平成18年箕面市条例第45号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、 社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向 上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

#### (指定管理者の責務)

第3条 乙は、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他関係法令及び条例その他の 関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、 センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### (管理する施設)

- 第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置等は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 (仮称)箕面市立ワークセンター中部
  - (2) 所在地 箕面市萱野4丁目1657番地内
  - (3) 施設規模 鉄骨造
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に掲げる業務(以下「本業務」という。)を履行する目的以外にセンターを使用してはならない。

#### (指定期間等)

- 第5条 本協定による指定期間は、令和7年7月1日から令和18年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第2章 業務の範囲

#### (業務の範囲)

- 第6条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。
  - (1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に 関すること。
  - (4) その他甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「(仮称) 箕面市立ワークセンター中部指定管理者募集要項」(令和6年4月10日制定)。(以下「募集要項」という。)及び「(仮称) 箕面市立ワークセンター中部指定管理者業務水準書」(令和6年4月10日制定)の定めるところによるものとする。

## (業務の範囲、業務の細目等の変更)

- 第7条 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やか に、所要の措置を講じなければならない。

#### 第3章 業務の実施

#### (業務の実施)

- 第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第20条第1項に規定する事業計画書 等に従って業務を実施するものとする。
- 2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順 にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

## (公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年 箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることが できる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規 定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならな い。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければ ならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (第三者による実施)

- 第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。
- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

#### (緊急時等の対応)

- 第11条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、センターの管理業務の従事者 に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。
- 2 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
- 3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、 甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、箕面市地 域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係 機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援 護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

#### (個人情報等の取扱い)

- 第12条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守するとともに、センターの管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、 箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年箕面市訓達第13号)で定める市 が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、箕 面市死者情報取扱要綱(令和5年箕面市訓令第29号)に準じた対応を行うこととする。
- 2 乙は、仕様書に定める事項を遵守し、センターの管理に際して知り得た個人情報及び 行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅

失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た 秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 4 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを 知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 5 個人情報の保護に関する法律の罰則規定は、乙並びに本業務に従事している者又は従事していた者に対し、これを適用する。

#### (情報公開、文書の管理等)

- 第13条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、 積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく 開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるも のとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指 定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

## (職員研修等の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

## (指定管理者の評価の実施)

- 第15条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるもの を実施しなければならない。
  - (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
  - (2) 評価の実施に必要な資料の作成
  - (3) 評価の実施時における説明
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の 結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に

関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等)

- 第16条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24年法律第50号)の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。
- 3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、 箕面市手話言語条例(令和5年箕面市条例第39号)、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(令和5年箕面市条例第40号)の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の 取組を推進しなければならない。

### 第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

- 第17条 甲は、別途作成する備品一覧表(以下単に「備品一覧表」という。) に示す備品 等を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、備品一覧表に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、 処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項の規定により、備品等の処分等を行ったときは、備品一覧表を更新する ものとする。

#### (備品等の帰属)

第18条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (乙による備品等の購入等)

- 第19条 乙は、第17条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。
- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第17条第5項の規定により更新した備品一覧表とは別にこれを管理するものとする。

#### 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

#### (事業計画書等の提出)

- 第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。
  - (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
  - (2) 第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業に係る事業計画
  - (3) 収支計画
  - (4) 人員体制計画
  - (5) 職員研修計画
  - (6) 利用定員
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするとき は、甲と乙の協議により決定するものとする。

#### (業務報告書等の提出)

- 第21条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、管理業務にかかる事業活動収支計算書(利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等)、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

#### (甲による業務実施状況の確認)

- 第22条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的 として、随時、実地において監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求 めることができる。
- 3 乙は、甲から前項に規定する通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて その通知に応じなければならない。

#### (甲による業務の改善勧告)

- 第23条 甲は、前条の規定による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

#### (重要事項の変更の届出等)

- 第24条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、障害者総合支援法第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出 を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

### 第6章 指定管理料及び利用料金

#### (指定管理料)

第25条 甲は、本業務の実施に係る経費として、定員に応じて次の表に定める指定管理料を乙に支払う。ただし、一日あたりの平均利用者数が利用定員を下回った場合は、その平均利用者数に応じた定員区分に定める額を支払う。

サラヤ河川 石 数に応じた	<b>ルスロル</b>		
期間		定員	年額
令和7年7月1日から	20人	(平均利用者数一日10人以下)	6,000,000円
令和10年3月31日		(平均利用者数一日11人以上)	19,000,000円
		21~30人	31,000,000円
		31~40人	34,000,000円
		41~50人	42,000,000円
		51~60人	46,000,000円
令和10年4月1日から		同上	3年毎に、国の報酬改定、
令和13年3月31日			賃金構造基本調査、及び
令和13年4月1日から		同上	障害福祉サービス等経営
令和16年3月31日			実態調査、加えて前3年
令和16年4月1日から		同上	間の収支状況等を勘案
令和18年3月31日			し、必要に応じて見直す。

(※年額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。)

- 2 指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス 等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
- 3 指定期間初年度及び年度途中で定員数が変更となった場合は、月割りで按分する。 なお、定員変更は、条例第10条の規定によりあらかじめ甲の承認を得て変更するも のとし、変更後の定員に応じた指定管理料は、甲の予算にかかる箕面市議会の議決後か ら適用とする。
- 4 第7条の規定による業務の範囲及び業務の細目の変更、その他やむを得ない事情により第1項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

#### (指定管理料の支払方法)

第26条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、年に2回を限度に、 別に定める支払額を前金払いで支払うものとする。ただし、前条第3項及び第4項の規 定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

#### (指定管理料の調整)

第27条 甲は、次の事案に該当する場合は、指定管理料を調整するものとする。このうち、事案1及び事案2に該当する場合は、それぞれに定める調整額を翌年度の5月末までに甲に納入するものとし、事案3に該当する場合は、翌年度の指定管理料から調整額を除外するものとする。

事案	調整額
1 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5.2未満」の場	指定管理料全額
合	
2 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5.2以上」だが、	「指定管理料×未達月数
実利用者の平均障害支援区分が月別で「5.1以下」の場合	/12」の指定管理料
3 箕面市民以外の利用者が利用した場合	1年間の箕面市民以外の
	利用日数割合を指定管理
	料に乗じて計算した額

#### (利用料金)

- 第28条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入 として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に 係る未収利用料金は、乙に帰属する。
- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

#### (危険負担)

第29条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

#### (損害賠償等)

- 第30条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならい。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担にお

いて解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した ときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することがで きるものとする。

#### (施設賠償責任保険の加入)

第31条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体 又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

## (不可抗力発生時の対応)

第32条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく 早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にす るよう努力しなければならない。

#### (不可抗力によって発生した費用の負担等)

- 第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可 抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

### (不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。
- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第25条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

#### 第8章 指定期間の満了

#### (業務の引継ぎ等)

- 第35条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ 等を行わなければならい。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が 指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出 に応じなければならない。

#### (原状復帰義務)

- 第36条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰 し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

#### (備品等の扱い)

- 第37条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 乙は、第17条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
  - (2) 第19条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、 撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合において は、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

#### 第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

#### (甲による指定の取消し)

- 第38条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
  - (1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
  - (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
  - (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
  - (4) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙 に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。
  - (1) 指定取消しの要否及びその理由
  - (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
  - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、甲に損害が生じた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

#### (乙による指定の取消しの申出)

- 第39条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

#### (不可抗力による指定の取消し)

- 第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合に おいて、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、 甲と乙の協議により決定するものとする。

#### (指定期間満了時の取扱い)

- 第41条 第38条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第26条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第25条第1項の指定管理料を支払うものとする。
- 2 第35条から第37条までの規定は、第38条から前条までの規定により協定が終了 した場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

#### 第10章 その他

#### (権利、義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させて はならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

#### (施設設計・施工等への協力)

第43条 乙は、効率的・効果的な施設建設を行うため、センターの施工中の定例会議等 に参加し意見具申するなど、必要な協力をしなければならない。なお、協力にかかる経費 は、乙が負担するものとする。

#### (本業務の範囲外の業務)

- 第44条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 自主事業の実施による事業収入は、乙が収入する。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、第20条に規定する事業計画書等にその旨を記載 し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協 議を行うものとする。
- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別に自主事業の実施条件等を定めるこ

とができるものとする。

5 乙は、センターの敷地内における、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行 う目的外使用許可に係る取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

#### (協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

#### (疑義の解釈)

第46条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しく は本協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるも のとする。

#### (裁判管轄)

第47条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### (協定の効力)

第48条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」 について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき(否決の議決を 含む。)は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の 賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1通を保有する。

#### 令和6年5月20日

- 甲 箕面市西小路四丁目 6 番 1 号 箕面市長 上 島 一 彦 印
- 乙 箕面市白島三丁目5番50号 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 理事長 行 松 英 明 印